

解除した」と「次の各号のいずれかに該当する」と改め、同○次の如字を加える。

(1) 第44条又は第44条の2の規定によりこの契約を解除したとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によつて受注者の債務について履行不能となつたとき。

別記第二の第四十六條第三項中「場合」の次に「(第44条第2項及び第44条の2の規定により、この契約が解除された場合を除く。)」を加え、同項を同条第四項とシ、同条第二項中「前項」と「第1項」を改め、同項を同条第三項とシ、同項の前に次の一語を加える。

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産手続開始の決定があつた場合における同法の破産管財人

(2) 受注者について会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により更生手続開始の決定があつた場合における同法の管財人

(3) 受注者について民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により再生手続開始の決定があつた場合における同法の再生債務者等

別記第二の第四十七條中「場合」の次に「又は前条第2項各号に掲げる者によりこの契約が解除された場合」を加え、「前条」と「同条」を改め、

別記第二の第四十九條第三項中「又は第44条の2の規定による」と「若しくは第44条の2の規定による」と改め、第46條第2項各号に掲げる者によりされたものである」と「年2. 8パーセント」と「年2. 7パーセント」を改め、同条第八項中「又は第44条の2の規定による」と「若しくは第44条の2の規定による」と改め、第46條第2項各号に掲げる者によりされたものである」と改め、

別記第二の第五十條中「、又は」の次に「第44条第2項、第44条の2、」を加える。別表第一中「青森県立岩木高等学校」を削り、「青森県立八戸第二養護学校」を「青森県立八戸第二養護学校」に改める。

青森県立八戸高等支援学校」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別記第二の第七條の次に一条を加える改正規定及び附則第三項の規定は、同年六月一日から施行する。

2 改正後の青森県財務規則第百五十四條及び別記第二(第七條の二)の規定を除く。)の規定は、平成二十九年四月一日以後に締結する契約(同日前に青森県財務規則第

百五十六條の規定により契約の準備行為を行ったものを除く。)について適用し、同日前に締結した契約及び同日前に青森県財務規則第百五十六條の規定により契約の準備行為を行った契約については、なお従前の例による。

3 改正後の青森県財務規則別記第二の第七條の二の規定は、平成二十九年六月一日以後に青森県財務規則第百二十九條の規定による公告(以下「公告」という。)を行う一般競争入札により締結する契約、同日以後に同規則第百四十五條第一項の規定による通知(以下「指名通知」という。)を行う指名競争入札により締結する契約及び同日以後に同規則第百四十八條の規定により見積りに必要な事項を示した随意契約について適用し、同日前に公告を行った一般競争入札により締結する契約、同日前に指名通知を行った指名競争入札により締結する契約及び同日前に同条の規定により見積りに必要な事項を示した随意契約については、なお従前の例による。

告 示

青森県告示第百四十五号

青森県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程

青森県営林の立木及び素材売払規程(昭和三十八年四月青森県告示第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第二号様式の第九條中「年2. 8パーセント」を「年2. 7パーセント」に改める。

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

青森県告示第百四十六号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

古川支店	青森市古川一丁目	を
古川支店 古川支店柳町出張所	青森市古川一丁目 青森市長島三丁目	に改め、
沖館支店 古川支店柳町出張所	青森市篠田二丁目 青森市長島三丁目	を
沖館支店	青森市篠田二丁目	に改め、
石江支店	青森市大字石江	を
石江支店 石江支店新城出張所	青森市大字石江 青森市大字新城	に改め、
筒井支店 石江支店新城出張所	青森市筒井三丁目 青森市大字新城	を
浜館支店 石江支店戸山出張所	青森市筒井三丁目 青森市虹ヶ丘一丁目	に改め、
浜館支店	青森市虹ヶ丘一丁目	を
浜館支店 戸山出張所	青森市虹ヶ丘一丁目 青森市蛸沢四丁目	に改め、
八戸支店	八戸市大字番町	

八戸市庁支店	八戸市内丸一丁目	を
八戸支店是川出張所	八戸市是川三丁目	
八戸支店	八戸市大字番町	に改め、
八戸支店是川出張所	八戸市是川三丁目	
八戸市庁支店	八戸市内丸一丁目	
五所川原支店	五所川原市字大町	を
エルムの街支店	五所川原市大字唐笠柳	
五所川原支店 五所川原支店広田出張所	五所川原市みどり町四丁目	を
五所川原支店	五所川原市字大町	に改め、
五所川原支店 五所川原支店広田出張所	五所川原市みどり町四丁目 五所川原市大字唐笠柳	
盛岡支店	岩手県盛岡市中央通三丁目	を
大館支店	秋田県大館市字大町	
能代支店	秋田県能代市島町	
仙台支店	宮城県仙台市青葉区中央四丁目	
盛岡支店	岩手県盛岡市中央通三丁目	
仙台支店	宮城県仙台市青葉区中央四丁目	
能代支店	秋田県能代市島町	
大館支店	秋田県大館市字大町	に改める。
株式会社みちのく銀行本店営業部	青森市勝田一丁目	を
株式会社みちのく銀行青森南支店	青森市大字浜田	
イトーヨーカドー青森店出張所		

第一号の表中

青い森信用金庫下北営業部 青い森信用金庫大湊支店 青い森信用金庫下北営業部大畑出張所	株式会社みちのく銀行仙台支店 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目	青い森信用金庫下北営業部 むつ市柳町一丁目 むつ市大湊浜町 むつ市大畑町新町	を	青い森信用金庫下北営業部 青い森信用金庫大畑出張所	青い森信用金庫下北営業部大畑出張所	むつ市柳町一丁目 むつ市大畑町新町	に改め、
株式会社みちのく銀行根城支店 株式会社みちのく銀行根城支店 八戸ニュータウン出張所	株式会社みちのく銀行八戸営業部 八戸市大字八日町	株式会社みちのく銀行根城支店 八戸市売市三丁目 八戸市北白山台五丁目	を	株式会社みちのく銀行根城支店 八戸市売市三丁目 八戸市北白山台五丁目	株式会社みちのく銀行根城支店 八戸市北白山台五丁目	八戸市北白山台五丁目	を
株式会社みちのく銀行青森南支店 株式会社みちのく銀行青森南支店 イトーヨーカドー青森店出張所	株式会社みちのく銀行青森南支店 青森市緑三丁目	株式会社みちのく銀行青森南支店 青森市緑三丁目 青森市大字浜田	に改め、	株式会社みちのく銀行青森南支店 青森市緑三丁目 青森市大字浜田	株式会社みちのく銀行青森南支店 青森市緑三丁目 青森市大字浜田	青森市緑三丁目 青森市大字浜田	に改め、
青森県信用組合三戸支店 青森県信用組合三戸支店 出張所	青森県信用組合三戸支店 三戸郡三戸町大字二日町	青森県信用組合三戸支店 三戸郡三戸町大字二日町 三戸郡新郷村大字戸来	を	青森県信用組合三戸支店 三戸郡三戸町大字二日町 三戸郡新郷村大字戸来	青森県信用組合三戸支店 三戸郡三戸町大字二日町 三戸郡新郷村大字戸来	三戸郡三戸町大字二日町 三戸郡新郷村大字戸来	を
青森県信用組合三戸支店 青森県信用組合三戸支店 出張所	青森県信用組合三戸支店 三戸郡南部町大字平	青森県信用組合三戸支店 三戸郡南部町大字平 三戸郡新郷村大字戸来	に改め、	青森県信用組合三戸支店 三戸郡南部町大字平 三戸郡新郷村大字戸来	青森県信用組合三戸支店 三戸郡南部町大字平 三戸郡新郷村大字戸来	三戸郡南部町大字平 三戸郡新郷村大字戸来	に改め、
青森農業協同組合今別支店 青森農業協同組合蟹田支店 青森農業協同組合蓬田支店	青森農業協同組合今別支店 東津軽郡今別町大字今別 東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川	青森農業協同組合今別支店 東津軽郡今別町大字今別 東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田	を	青森農業協同組合今別支店 東津軽郡今別町大字今別 東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田	青森農業協同組合今別支店 東津軽郡今別町大字今別 東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田	東津軽郡今別町大字今別 東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田	に改め、
つがる弘前農業協同組合岩木支店 つがる弘前農業協同組合碓ヶ関支店	つがる弘前農業協同組合岩木支店 弘前市大字五代	つがる弘前農業協同組合岩木支店 弘前市大字五代 平川市碓ヶ関阿原	に改め、	つがる弘前農業協同組合岩木支店 弘前市大字五代 平川市碓ヶ関阿原	つがる弘前農業協同組合岩木支店 弘前市大字五代 平川市碓ヶ関阿原	弘前市大字五代 平川市碓ヶ関阿原	に改め、

を

<p>イ 税外諸収入金及び歳出戻入金の収納事務のうち現金又は証券の収納に関すること。</p> <p>ロ 支出負担行為の確認に関すること（東青地域県民局地域整備部並びに西北地域県民局地域農林水産部の林業又は畜産業の事務を担当する内部組織、鱒ヶ沢水産事務所及び西北地方漁港漁場整備事務所に係るものに限る。）。</p> <p>ハ 一時取扱金（集中調達物品の購入に係る入札保証金及び契約保証金（東青地域県民局に係るものに限る。）を除く。）の出納（払出しにあつては、手もと保管に係るものに限る。）及び保管に関すること。</p> <p>ニ 物品の出納及び保管に関すること。</p> <p>ホ イから二までに規定する事務に附帯する事務に関すること。</p> <p>二 教育事務所（東青教育事務所を除く。）に属する集中調達物品の購入に係る入札保証金及び契約保証金の収納事務</p>	<p>連携部管理室 審査指導課長 の職にある出 納員及び県税 部の出納員を 除く。）</p>
<p>地域県民局（東青地域県民局を除く。）に属する次に掲げる事務（地域県民局の出納員（地域連携部管理室審査指導課長の職にある出納員及び県税部の出納員を除く。）に委任された当該地域県民局に属する事務及び県税部の出納員に委任された当該県税部に属する事務を除く。）</p> <p>一 支出負担行為の確認に関すること。</p> <p>二 前号に規定する事務に附帯する事務に関すること。</p>	<p>地域県民局の 地域連携部管 理室審査指導 課長の職にあ る出納員</p>
<p>地域県民局各部（地域連携部及び県税部を除く。）に属する次に掲げる事務</p> <p>一 税外諸収入金及び歳出戻入金の収納事務のうち現金又は証券の収納に関すること。</p> <p>二 一時取扱金（集中調達物品の購入に係る入札保証金及び契約保証金を除く。）の出納（払出しにあつては、手もと保管に係るものに限る。）及び保管に関すること。</p>	<p>地域県民局各 部（地域連携 部及び県税部 を除く。）の 出納員</p>

に

<p>三 物品の出納及び保管に関すること。</p> <p>四 前三号に規定する事務に附帯する事務に関すること。</p> <p>一 地域県民局地域連携部に属する次に掲げる事務</p> <p>イ 税外諸収入金及び歳出戻入金の収納事務のうち現金又は証券の収納に関すること。</p> <p>ロ 一時取扱金（集中調達物品の購入に係る入札保証金及び契約保証金（東青地域県民局地域連携部に係るものに限る。）を除く。）の出納（払出しにあつては、手もと保管に係るものに限る。）及び保管に関すること。</p> <p>ニ 物品の出納及び保管に関すること。</p> <p>ホ イから八までに規定する事務に附帯する事務に関すること。</p> <p>二 地域県民局（東青地域県民局を除く。）の各部（地域連携部を除く。）及び教育事務所（東青教育事務所を除く。）に属する集中調達物品の購入に係る入札保証金及び契約保証金の収納事務</p>	<p>地域県民局地 域連携部の出 納員</p>
<p>二 税外諸収入金及び歳出戻入金の収納事務のうち現金又は証券の収納に関すること。</p> <p>三 県税の還付金に係る支出負担行為の確認に関すること。</p> <p>四 一時取扱金（集中調達物品の購入に係る入札保証金及び契約保証金を除く。）の出納（払出しにあつては、手もと保管に係るものに限る。）及び保管に関すること。</p> <p>五 物品の出納及び保管に関すること。</p> <p>六 前各号に規定する事務に附帯する事務に関すること。</p>	<p>地域県民局各 部（地域連携 部及び県税部 を除く。）の 出納員</p>

を

改め、分任出納員の項の表中「地域県民局地域健康福祉部各総室」の下に「保健総

室を除く。」「を加え、「同上の分任出納員」を「地域県民局地域健康福祉部各総室
(保健総室を除く。)(分任出納員」に改める。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭